省　令

○財務省令第五十五号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）を実施するため、国債の買入消却に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

国債の買入消却に関する省令の一部を改正する省令

国債の買入消却に関する省令（平成十五年財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次の各号」の下に「（第八項第三号に規定する入札の方法により買い入れる国債については、第二号を除く。）」を加え、同条第八項中「各申込みのうち、第一項第六号に規定する利回りに応募した者が加算する数値を競争に付して行われる入札にあっては、当該数値の大きいものから、同号に規定する価格に応募した者が加算する数値を競争に付して行われる入札にあっては、当該数値の小さいものからその応募額を順次割り当てること」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項第六号に規定する利回りに応募した者が加算する数値（以下この号において「利回り格差」という。）を競争に付して行われる入札　各申込みのうち利回り格差の大きいものからその応募額を順次割り当てる。

二　第一項第六号に規定する価格に応募した者が加算する数値（以下この号及び次号において「価格格差」という。）を競争に付して行われる入札　各申込みのうち価格格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

三　前号に規定する入札（以下この号において「価格格差競争買入入札」という。）の買入れの決定をした後に行われる入札（第一項第六号に規定する価格に価格格差競争買入入札において買入れの決定を受けた各申込みの応募価格格差を買入額により加重平均して得られる数値を加算したものをその買入価格とするものに限る。）であって財務大臣が各買入入札参加者ごとに応募限度額を定めるもの　各買入入札参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第三十六号の三十六を第三十六号の三十七とし、第三十六号の七から第三十六号の三十五までを一号ずつ繰り下げ、第三十六号の六の次に次の一号を加える。

三十六の七　（シクロプロピルスルフオニル）［(二R・三aR・一〇Z・一一aS・一二aR・一四aR)―二―(七―メトキシ―八―メチル―二―［四―（一―メチルエチル）―一・三―チアゾール―二―y1］キノリン―四―イル)］オキシ）―五―メチル―四・一四―ジオキソ―一・二・三・三a・四・五・六・七・八・九・一一a・一二・一二a・一三・一四・一四a―ヘキサデカヒドロシクロペンタ［c］シクロプロパ［g］［一・六］ジアザシクロテトラデシン―一二a―カルボニル］アザニド（別名シメプレビル）、その塩類及びそれらの製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十三号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十七日

環境大臣　石原　伸晃

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十八号を第二十九号とし、第十九号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）の施行に関すること（産業廃棄物処理業に係るものに限る。）。

附　則

この省令は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

規　則

人事院規則一七―〇―一〇八

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年九月二十七日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表金融庁の部内部部局の項中「人事調査官」を「人事調査官　管理予算調整官」に、「金融企画管理官　研究開発室長　金融企画管理官」に改め、「金融トラブル解決制度推進室長」及び「健全性基準室長」を削る。

別表消費者庁の部内部部局の項中「統括消費者取引対策官」を「統括消費者取引対策官　食品表示対策室長」に改め、「首席食品表示調査官」を削る。

別表財務省の部内部部局の項中「業務調整室長」を「業務調整室長　財務調整官」に、「政府出資室長」を「政府出資室長　国有財産有効活用企画官」に改め、同部財務局の項中「宿舎技術調整官」及び「管財総括課長、」を削り、同部財務支局の項中「証券取引等監視官」を「証券取引等監視官　統括証券検査官」に、「財務広報相談官」を「財務広報相談室長」に改め、「国有財産調整官」を削り、「管財総括課長」を「管財総括第一課長」に改め、同部財務事務所出張所の項中「名瀬出張所に所属する者を除く」を「筑波出張所、立川出張所、横須賀出張所、沼津出張所、舞鶴出張所又は佐世保出張所に所属する者に限る」に改める。

別表国税庁の部内部部局の項中「守衛長」を削る。

別表文部科学省の部内部部局の項中「計画官　国際交流官」及び「能率専門官」を削り、「専修学校教育振興室長」を「専修学校教育振興室長　情報教育振興室長」に、「視学官　主任教科書調査官」を「主任教科書調査官　主任視学官」に、「推進調整室長　調整・評価室長」を「国際戦略室長」に、「人材政策企画官」を「評価・研究開発法人支援室長　人材政策推進室長　量子放射線研究推進室長」に、「地域支援企画官」を「地域支援企画官　研究交流管理官」に、「研究交流管理官　計算科学技術推進室長　学術基盤整備室長」を「素粒子・原子核研究推進室長」に改め、「ナノテクノロジー・材料開発推進室長　量子放射線研究推進室長」を削り、「生命倫理・安全対策室長」を「生命倫理・安全対策室長　計算科学技術推進企画官　学術基盤整備企画官」に改め、「計画官補佐（計画官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）　国際交流官補佐（国際交流官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」を削り、同部科学技術政策研究所の項中「科学技術政策研究所」を「科学技術・学術政策研究所」に、「企画課長」を「企画課長　科学技術・学術基盤調査研究室長」に改める。

別表特許庁の部内部局の項中「工業所有権制度改正審議室長」を「制度審議室長　情報技術統括室長」に、「方式審査基準室長」を「方式審査室長」に、「特許行政サービス室長　国際商標出願室長　国際出願企画室長」を「国際出願室長　国際商標出願室長　特許行政サービス室長」に、「登録室長又は」を「情報技術統括室長、登録室長、国際出願室長又は」に改める。

別表国土交通省の部内部局の項中「建設流通政策審議官」を「建設流通政策審議官　物流審議官」に改め、「海事人材政策課又は」、「広報企画官」、「公共工事契約指導室長」、「電気通信室長」、「保全指導室長　特別整備室長」、「施設評価室長　木材利用推進室長　営繕環境対策室長　政策調査室長」、「事業総括調整官　調整室長（土地・建設産業局総務課の調整室長に限る。）　地価公示室長　労働資材対策室長」、「都市計画調査室長　緑地環境室長　景観・歴史文化環境整備室長」、「水利調整室